

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要領

平成30年3月30日付け29農振第2307号

最終改正 令和4年10月14日付け4農振第1743号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施については、土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 適用除外

- 1 要綱第3の1の（2）の「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの」とは、竣工検査等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて手直し又は補強工事が命じられた箇所、当該工事が未完了である施設に生じた突発事故をいう。
- 2 要綱第3の1の（3）の「甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - （1）柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた突発事故
 - （2）水門、樋門等河川に設けられた施設の操作とその他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた突発事故
 - （3）堤防における耕作等により当該堤防に生じた突発事故
 - （4）本事業の要件に該当しないことを理由として本事業の対象とされなかった箇所につき、当該施設の復旧に着手する以前に生じた新たな突発事故で、次に掲げるもの以外のもの
 - ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに発生した突発事故
 - イ 当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき突発事故

被害が生じたと明らかに想定される程度の突発事故

(5) その他前各号に掲げるものに類する突発事故

3 要綱第3の1の(5)の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げる工事をいう。

(1) 石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事

(2) 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみの工事

(3) 隧道の巻立コンクリートの軽微な亀裂の修繕のみの工事

(4) 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事

(5) 少量の捨石の補充のみの工事

(6) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。

(7) 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。

(8) 橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事

(9) そだ、雑石程度の井堰に係る工事

(10) その他前各号に掲げるものに類する工事

第3 事業内容

要綱第4の3の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 突発事故により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命又は財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事

2 突発事故の発生箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命又は財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事

3 かんがい期間中に用水路又は頭首工に突発事故が生じた場合に通水のため緊急に施行する必要がある応急仮工事

- 4 特に重要な農道又は橋梁に突発事故が生じ、農産物の生産、搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きいが、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な回路がないため緊急に施行する必要のある仮道又は仮橋工事

第4 実施要件

- 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧
 - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧
 - (4) 森林植生のみに係る復旧
 - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧
- 2 要綱第5の2の(1)のイの(イ)及び(2)のイの(イ)の「高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの」とは、施設の造成又は管理に当たり有識者委員会等において検討を行うなど高度な技術的評価を必要とした施設及びこれと同条件の施設であって、地方農政局長等が認めるものをいう。
- 3 要綱第5の2の(1)のウ及び(2)のウの「農村振興局長が別に定める要件」とは、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつては、この限りではない。
 - (1) 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。なお、維持管理事業計画等とは、次に掲げる計画等のいずれかに該当するものとする。
 - ア 法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理事業を行おうとする場合において定める法第48条第1項、第87条、第87条の2及び第96条の2に規定する土地改良事業計画
 - イ 法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2に規定する管理規程
 - ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条の規定により定める保安規程
 - エ 河川法（昭和39年法律第167号）第47条の規定により定める操作規程
 - オ 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条の規定により定める届出
 - カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により定める

条例

(2) 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。なお、機能保全計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するものとする。

- ア 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
- イ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画
- ウ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画
- エ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2運用1第1の6（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3第2において準用する場合を含む。）及び運用3第2の3の（5）に掲げる機能保全計画
- オ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）要領別紙2、別紙3、別紙4及び別紙11に掲げる施設長寿命化計画
- カ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別紙1及び別紙3に掲げる機能保全計画
- キ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画及び施設長寿命化計画
- ク 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1運用1第4の3に掲げる個別施設計画
- ケ 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用4第1の2の（1）に掲げる個別施設計画
- コ 農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）別紙6の第1の2に掲げる機能保全計画

第5 事業の実施等

- 1 要綱第6の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1号の事故報告書とする。
- 2 要綱第6の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の時日を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第1号により報告するものとする。
- 3 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2号の突発事故復旧事業計画書とする。
- 4 要綱第7の1の規定により事業計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。
- 5 要綱第7の1の規定により応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合は、応急工事計画の作成後速やかに、当該計画の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第2に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を事業計画書等に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。
- 6 突発事故の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。
- 7 要綱第8の3の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第3号の実施計画書及び箇所別平面図とする。
- 8 要綱第8の3の「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

第6 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長等は、要綱第9の規定により承認を受けようとする場合には、別記様式第4号の緊急応急工事費概算調書を提出するものとする。

ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第5号の突発事故復旧事業完了調書とする。

第8 その他

- 1 この要領の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。
- 2 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、第4の3の(2)の機能保全計画等とみなすものとする。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる施設の長寿命化に関する計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてによる廃止前の国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)に掲げる長寿命化に関する計画
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）による廃止前の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長及び24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙3-1第2の7の(1)に掲げる機能保全計画
 - (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の12に掲げる機能保全計画
 - (8) 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について（平成25年5月15日付け府分推第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第161号警察庁長官通知・

総官企第138号総務事務次官通知・25文科施第63号文部科学事務次官通知
・厚生労働省発会0515第2号厚生労働事務次官通知・25農振第265号農林
水産事務次官通知・20130501財地第2号経済産業事務次官通知・国官会第
234号国土交通事務次官通知・環境政発第1305101号環境事務次官通知)に
よる廃止前の地域自主戦略交付金制度要綱(平成23年4月1日付け府地戦
第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察庁長官通知・総官
企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚
生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産
事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会
第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通
知)別紙9第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

- (9) 東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)(平成24年1月16日付
け23予635号農林水産事務次官依命通知)の別添1-4第1の2の(7)
及び(8)並びに東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農
林水産省)(平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知)
の別添1-4第1の2の(7)及び(8)に掲げる機能保全計画

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年10月14日から施行し、令和4年5月15日以後に事業実
施主体が行う取組について適用する。

事 故 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

〔 地方農政局長又は
沖縄総合事務局長 〕

〔 都道府県知事
〇〇所長 〕 氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等に下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号）第6の規定により報告します。

記

1 事故の概要

- (1)施設概要（管理主体、施設名、工種）
- (2)事故発生部位・箇所（延長）
- (3)事故の状況（事故発生前後の施設状態等についても分かる範囲で記入）
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 1 工種は別表の区分に従って記載する
2 本項目は、通常実施する事故の発生報告をもって代えることができる

2 被害の概要

(1) 農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左 の 内 訳										備 考		
		農 地		土 地 改 良 施 設										
		箇所	面積 (ha)	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額		箇所	金額

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

(2) 農地及び土地改良施設以外の主な被害

一 般 災 害				施 設 関 係 被 害			
区 分		数 量	備 考	区 分		金 額	
罹 災 総 数	世 人	帯 員	世 帯 人	河 海 砂 防 施 設 林 地 荒 廢 防 止 施 設 地 す べ り 防 止 施 設 公 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 共 道 港 灣 港 道 土 木 漁 下 都 市 公 園 施 設 等	川 岸	箇 所	千 円
						〃	
人 的 被 害	死 行 負	者 明 傷	人 〃				
	方 不		〃				
建 物 被 害	全 半 流 一 床 床 非 計	壊 壞 失 損 水 水 家	棟 〃				
	部 上 下 住	破 浸 浸	〃 〃 〃 〃				
				電 ガ 水	ス 計	線 管 管	箇 所 〃 〃
				そ の 他			

(3) 特記事項

注 国営、代行土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したもの等の被害概況を記載する

(4) 写真

別記様式第2号

年 月 日 発生
(施設名)

地区

突発事故復旧事業計画書

〔農 政 局 名〕
北海道開発局〇〇開発建設部
沖縄総合事務局

第1表 計画概要

事業名		○年度○○地区土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）	
事故発生年月日		年 月 日	関係面積 ha
施行位置		市町村 字	受益面積 ha
工種			受益戸数 戸
工期			
区分	事業量	事業費	摘要
総事業		千円	
うち産業廃棄物処理費		千円	
うち事業損失防止費		千円	
差引		千円	
被害状況			
当該施設の管理状況			
復旧工事計画			

- 注 1 関係面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記入すること
- 2 受益面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること
- 3 受益戸数は、被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記入すること
- 4 工種は別表の区分に従って記入すること
- 5 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)を記入すること
- 6 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること
- 7 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面等を添付すること
- 8 地盤沈下の対策に該当する場合は、対策に関する資料を添付すること

第4表 応急工事費内訳

費 目	金 額	摘 要
工 事 費	千円	
本 工 事 費	千円	
測 量 設 計 費	千円	
用 地 費 及 び 補 償 費	千円	
船 舶 機 械 器 具 費	千円	
合 計		

- 注 1 積算に係る各種計算書(見積書、根拠資料等)を添付する
 2 工事が竣工している場合は、施行状況が確認できる写真及び精算等が確認できる書類を添付する

第5表 地元負担内訳

事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
		都道府県負担	市町村負担	地元負担	
	%	%	%	%	
	(円)	(円)	(円)	(円)	

- 注 1. 備考欄には一般型、基幹施設型の区分及び負担に係る議会又は総(代)会の議決状況等について記載する
 2. 費用負担割合確認書等があれば添付する

第6表 関連事業

事業名	事業実施主体	事業費	受益面積	事業内容

- 注 1 土地改良施設突発事故復旧事業(補助)を実施する場合のみ記載する
 2 事業計画書及び図面等を添付する

添付書類

- (1) 図面(位置図(5万分の1又は2万5千分の1図)、平面図、縦横断図、構造図等)
- (2) 被害写真
- (3) 維持管理計画書等及び維持管理計画書等に基づく管理を証明する書類
- (4) 機能保全計画等
- (5) 検討調査等に関する書類(応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合)
- (6) その他

別記様式第3号

年月日 発生

地区突発事故復旧事業（直轄）実施計画書（変更）

（施設名）

基本事業種別	施行位置

〔 農 政 局 名
北海道開発局〇〇開発建設部
沖繩総合事務局 〕

（単位：千円）

費目	工種	全 体 計 画 名称・形状・寸法	単 位	〇〇まで 施 行 済		当該年度 実 施 計 画		次 年 度 以 降		摘 要
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	
本 工 事 費										
測 量 設 計 費										
用 地 費 及 び 補 償 費										
船 舶 機 械 器 具 費										
： 工 事 諸 費										
改 国 費										

（備考） 変更実施計画については、当初計画を上位に（ ）書きとする。

別記様式第4号

年 月 日 発生
(施設名)

地区

突発事故復旧事業 緊急応急工事費概算調書

〔農 政 局 名〕
北海道開発局〇〇開発建設部
沖縄総合事務局

第1表 復旧計画概要

事業名		○年度○○地区土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）	
事故発生年月日		年 月 日	関係面積 ha
施行位置		市町村 字	受益面積 ha
工種			受益戸数 戸
工期			
区分	事業量	事業費	摘要
工事費		千円	
本工事費		千円	
測量設計費		千円	
用地費及び補償費		千円	
船舶機械器具費		千円	
うち産業廃棄物処理費		千円	
うち事業損失防止費		千円	
差引		千円	
被害状況			
復旧工事計画			
緊急応急工事を要する理由			

添付図書

- (1) 被害状況の写真
- (2) 一般平面図
- (3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図
- (4) 積算に係る各種計算書（見積書、根拠資料等）
- (5) その他

別記様式第5号

年月日 発生

地区突発事故復旧事業（直轄）完了調書

(施設名)

基本事業種別	施行位置	予算額	
		年度	計

(農政局名)
北海道開発局〇〇開発建設部
沖縄総合事務局

(単位：千円)

費目	工種	名称・形状・寸法	単位	決定額		完了額		年度別完了額		摘要	
				数量	金額	数量	金額	年度	年度		数量
本工事費											
測量設計費											
用地費及び補償費											
船舶機器具費											
：工事諸費											
計											
改国費											

(備考) 当初決定額の変更がされた場合は、当初決定額を上段に () 書きとする。

別表 工種一覧

工 種	構 造 物 区 分	摘 要
パイプライン	コンクリート系 鉄鋼系 樹脂系 パイプライン附带施設	水管橋含む
揚水機場 排水機場	本体及び附属機器 電気設備 その他	
開水路	鉄筋コンクリート 無筋コンクリート（ライニング） ブロック積 土水路 その他開水路 開水路附带施設	水路橋含む
水路トンネル・暗きよ		
水門		
水管理施設（中央管理所）		
貯水池（ダム） 貯水池（ため池その他） 頭首工	機械設備 電気設備 土木構造物 その他	
干拓	堤防 閘門 排水門	
地下水利用施設	集水暗渠 井戸	
農道	路面 橋梁 隧道	
その他		構造物区分を具体的に記載